

中野区子ども読書活動推進計画(案)パブリック・コメント結果報告について

意見募集期間 平成18年12月22日(金)から平成19年1月10日(水)まで

提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	0
ファクシミリ	2
郵送	0
窓口	0
計	2

提出された意見の概要及びそれに対する教育委員会の考え方

(1) 計画全体に関するもの

	寄せられた意見の概要	教育委員会の考え方
1	パブリック・コメントの期間が区役所、図書館、学校の休業期間中に実施されていて、この期間を除くと2週間しかなく短い。パブリック・コメント期間の延長を求める。	規則では、意見等の提出期間はおおむね3週間となっており、この中には休日を含んでいます。また、意見等の提出方法は、担当窓口の他、郵便、ファクシミリ、電子メールでも受け付けており、期間の設定は妥当と考えています。
2	計画案中にこの計画をどの部署が責任を持って進めるのか、どの部署が担当するのか書かれていない。また、発行日も明記されていない。	計画所管部署については、計画策定のお知らせやパブリック・コメント手続きのお知らせの際に、区報、教育だより、中野区及び教育委員会ホームページに明記しています。発行日、計画所管部署は、広報用冊子を作成する際に明記します。
3	策定者が教育委員会であるなら、区における管轄はどこか、教育委員会と区との連携はどうなっているのか明記してほしい。	図書館が中心となって、区の関連部署と連携を図りながら計画を推進していきます。
4	子ども読書活動の啓発と支援についての取組体系図を明記してほしい。	「別表 計画事業一覧」が、ご指摘の図と同様の趣旨のものであると考えています。
5	計画策定検討委員会要綱や検討委員名簿、同作業部会委員名簿を資料として付けてほしい。	広報用冊子を作成する際に、計画の策定経過を示した資料を掲載する予定です。
6	予算の裏づけをするべきであり、財政上の措置をするべきである。	計画事業については、毎年度の予算の中で対応していきます。

7	計画の効果的推進のため、「子ども読書推進協議会」を設置し、市民との協力体制を確立し、計画を推進するべきである。現在の図書館運営協議会がどのような組織であるかも明記するべきである。	計画の進捗状況については、教育委員会や区議会等の場で適宜報告していきます。また、図書館行政の民主的な推進と図書館サービスの向上を図るために設置している図書館運営協議会でも報告し、必要に応じて協議していきます。
8	国や東京都の子ども読書活動推進に関する計画の動向や法律について明記し、資料としてのせるべきである。	広報用冊子を作成する際に、掲載する予定です。
9	「はじめに」という序文をのせ、この取り組みについての区の姿勢や計画までの概要やあいさつがあるべきである。	区の姿勢や計画までの概要については、第1章第1節「計画の背景」の中で述べています。
10	別表計画事業一覧(p.17~19)の事業一覧には所管部署及び連絡先を明記すべきである。	計画事業に関連する部、分野、事業所等を付記します。
11	第2章第3節の後に第4節「4 関係機関等の連携・協力」を加え、推進体制 学校図書館指導員との連携・協力 子ども家庭支援センターとの連携・協力 地域センター図書館との連携・協力 盲・ろう・養護学校との連携 国際子ども図書館との連携について加えるべきである。更に、第5節「財政上の措置」を加えるべきである。	「関係機関等の連携・協力」については、第2章の中で述べています。 なお、計画事業については、毎年度の予算の中で対応していきます。

(2) 第1章(計画の目標等)に関するもの

	寄せられた意見の概要	教育委員会の考え方
12	子ども読書推進に必要なのは、本人の意識づけよりも、読書環境整備が重要である。p.2の下から3行目を、「未来を切り拓く力を育むために、よりよい読書環境を整えと共に、計画的、継続的な…」にすべきである。	「計画的、継続的な子どもの読書活動推進のための取り組み」の1つとして、読書環境の整備が含まれていると考えています。
13	「1.計画策定の背景」の中で、教育委員会と区との連携についてふれるべきである。	「関係機関等の連携・協力」については、第2章の中で述べています。
14	「2.計画の性格」の中で、「中野区基本構想」及び「中野区教育ビジョン」を文章中にのせるのであれば、これらの資料も付記すべき。	「中野区基本構想」および「中野区教育ビジョン」については、区の所管部署、区立図書館、区役所または教育委員会のホームページ等でご覧いただくことが可能です。
15	「3.計画の将来像」には読書環境の充実が抜けている。「子どもたちが多くの楽しい本と出会い、子どもたちが幸せな本との関係を保っていけるように、読書環境を整えていくことが、重要と考えられます。」を、4.計画の目標に加えて、3.計画の将来像を削除すべきである。	「3.計画の将来像」は将来のあるべき、子どもたちの姿を表現したものであり、必要な記述と考えます。また、計画の目標の実現により、「子どもたちが幸せな本との関係を保っていけるような読書環境」も実現できると考えます。

(3) 第2章(1 家庭・地域)に関するもの

	寄せられた意見の概要	教育委員会の考え方
16	p.5の<…保護者・地域のみなさんへ>に、読書環境や支援体制を整えるという視点が無い。「図書館、地域、家庭が一体となって読書環境や支援体制を整える」というような文章をいれるべきである。	ここでは、保護者や地域のみなさんに向けて、子どもの読書活動の意義と具体的な行動を呼びかけているものです。 なお、人材の育成や関係団体への支援については第2項「今後の取組み」の中で述べています。
17	p.5の<…保護者・地域のみなさんへ>の6～7行目を「また、家庭や地域における読書活動を推進するため、地域で読書活動推進に関わる人材の育成や関係団体への支援などを進めていきます。」に変えるべきである。	
18	p.5の下から2行目は前の文章とつながっていない。「児童サービスの専門家を配置するよう努めます。」という文章にすべきである。	ここでは、家庭・地域における意義と現状を述べており、今後の取組みについて述べている箇所ではありません。
19	p.7 民間団体やボランティア団体等との連携・協力を「また、子どもの読書活動を推進するための人材や文庫の育成についても支援し、充実していくようつとめます。」を加えるべきである。	研修や情報交換の機会を通じて、ボランティアの育成も図られると考えます。
20	p.7 乳幼児健康診査や育児相談と連携した、保護者に対する読書案内等の実施に「ブックスタート事業への参加も検討します。」を入れる。	ブックスタート事業については、本を全員に配布する形での実施は考えていませんが、ブックリストの配布、絵本の展示、絵本講座の実施などを通じて、読書の大切さを伝えていきます。
21	p.7 区内医療機関への絵本の長期貸出については、入院設備のある病院の方が重要度が高いので、「病院の図書コーナーの充実」にするべきである。	本の管理や、医療機関側の受け入れ体制等の問題から、直ちにすべての医療機関で実施することは考えていません。
22	p.8 学校を通じた保護者への働きかけの1行目、「本の紹介をしたり、読書のすすめを呼びかけたりしていますが」の後に「学校図書館指導員との連携をすすめて」を入れる。	学校から家庭への働きかけにあたっては、学校図書館指導員もスタッフの一員として加わっていますので、現行の文章が適切と考えます。
23	p.8 地域の子ども施設での読書活動の推進の中の「子ども施設」は具体的な言葉にすべきである。	わかりやすくするため、「児童館等の地域の子ども施設」という表現に改めます。

24	p.8 地域の子ども施設での読書活動の推進の「…本にふれる機会を増やしていきます。」の後に、「また、読書環境を整えるための支援体制を整えます。」を加える。	当該事業の内容から、現行の表現で十分と考えます。
25	子どもがテレビ、インターネットなどの「目で見える情報量」を制限する環境づくりをするべきである。	テレビ、ビデオ、インターネット等の情報メディアが急速に発達する中で、子どもが読書の楽しみを体験することが大切であると考えています。
26	大人の努力で、静かな落ち着いた雰囲気空間を作り、この中で、本を読む習慣作りに努めるべきである。	本計画の実施にあたっては、子どもにとってよりよい読書環境を整備するよう努めていきます。
27	子ども用のラジオ番組(物語)を充実させ、想像力を醸成する材料とするべきである。	家庭や地域での、読み聞かせやおはなし会などを通して、子どもたちに耳から聴く言葉の世界のすばらしさを伝えるとともに、想像力の醸成に努めます。
28	暴力的でどぎついシーンが映し出されている映像に子どもが容易に接しないような対策を制作メーカーにとらせるべきである。	東京都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例を制定し、青少年の健全な育成を阻害するような、本やビデオテープ、DVD等の指定や販売等の制限をするとともに、有害と指定された本等を青少年に閲覧させないように努めています。東京都と連携した取組みに努めます。
29	マンガには擬態語、擬声語の羅列、いかがわしいシーンのものも多く、子ども用と大人用と出版元に区別させるとともに、周りの大人にも、子どもに見える所に置かないなどの、協力をさせるべきである。	
30	イメージの世界では、生き物(人間を含めて)、突いたり、切ったり、分離したりすることが、頻繁に出てきて、現実と非現実の区分のつかない子どもには有害であるので、DVD等の内容には大人(親)が注意を与えるべきである。	

(4) 第2章(2 図書館)に関するもの

	寄せられた意見の概要	教育委員会の考え方
31	p.8「図書館の果たすべき役割」の5行目「学校や地域の子ども施設」を「また、学校を含め関係機関などとの連携・協力を図りながら、児童図書サービスの推進につとめ、また支援していきます。」とする。	ご指摘の箇所では、学校を含めた関係機関との連携について、具体的に述べる必要があると考えますので、現行の表現が適切と考えます。

32	p. 10 乳幼児サービスに「『授乳室』を設ける」を加える。	現状では図書館に授乳のための専用スペースを設置することは困難です。お申し出により、一時保育室やおはなし室等を提供するなどの対応をしているところです。
33	障害のある子へのサービスに「図書館設備のバリアフリー化に努めます」の一文を入れるべきである。	今後、改修等の機会には、図書館のバリアフリー化に十分配慮していきます。
34	p. 10 (1)図書館における読書活動の意義と現状の最後に「また、図書館として子どもがいつでも読みたい本が手にとることができるよう、図書館の増設にむけ努力していきます。」を加える。	ここでは、図書館における読書活動の意義と現状を述べていますので、現行の表現が適切と考えます。
35	p. 12 民間団体やボランティア団体との連携・協力の指標「お話・読み聞かせボランティア団体の情報交換・研修会は年2回が目標になっているが、6回ぐらいの連続講座にすべきである。	年2回の情報交換・研修会を意義あるものとしていきます。
36	p. 12 民間団体やボランティア団体との連携・協力を「ボランティアの交流・情報交換の団体をつくりだすよう働きかけていきます。」を加える。	情報交換・研修会の機会の中で、団体相互の交流が図られるよう努めていきます。

(5) 第2章(3 学校)に関するもの

	寄せられた意見の概要	教育委員会の考え方
37	コンピュータの導入は次の段階でよいのではないか。全校一斉に実施しないと、図書館と学校とのオンライン化も意味がない。導入準備には人手と時間とお金がかかる。まず、蔵書の充実に努めるべきである。	学校図書館については、蔵書の充実を図っていきます。なお、コンピュータの導入については、各学校の実態を踏まえて、効果的な方法を検討していきます。
38	学校図書館の利用拡大は必要がないので、計画の中に入れなくてよいのではないか。	区立小学校図書館は、「新しい中野をつくる10か年計画」に示されたように、就学前の子どもや保護者を主な対象として、乳幼児向けの図書や子育てに関する図書の充実を図り、施設条件を整え、地域開放を図ります。
39	p. 15 学校図書館の充実に「学校図書館指導員の連携及び職務体制を整える。」を加える。	学校図書館の運営については、学校図書館指導員など専門的知識をもつスタッフがあたることが必要であると考えています。学校図書館指導員については、各学校の実態に応じて、勤務時間の設定を工夫しているところです。